

国家安全保障基本法と 秘密保護法

2014年3月6日

(於)愛知大学車道校舎本館10階K1001

飯島 滋明

(名古屋学院大学 憲法・平和学)

【1】安倍自公政権の政治的な動き

集団的自衛権の行使を可能にする
政治を目指す。

「**集団的自衛権**」とは？

→「**自国と密接な関係に外国に対する武力行使を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利**」(1981年政府答弁)

要するに、海外での武力行使！

→そのために必要なことは？

- (1) 海外派兵のための装備**
- (2) 国民や自治体の協力体制**

国民が戦争に協力するようにするために必要なのは

①国民への洗脳活動、特に教育

「戦場の惨状は、私たちの脳裏を離れません。私たちに何の疑念も抱かせず、むしろ積極的に戦場に向かわせたあの時代の教育の恐ろしさを忘れてはいけません」。

(「ひめゆり平和祈念資料館」で配布される資料)

→教育を通じて、「国のために死ぬのは尊い」という「愛国心教育」を行ない、国民を戦争に協力させた。

②事実を隠すこと

・第1次世界大戦時のロイド・ジョージ
(イギリス首相)の発言

「もしも、国民が戦争の実態を知った
なら、明日にでも戦争は終わってしま
う。しかし、政府としてはそのよう
にするわけにいかないのだ」

・ヤヌス・メッツ監督の映画「アルマジロ」の影響
(『朝日新聞』2013年4月5日付)

・アフガンで「国際治安支援部隊」(ISAF)を構成する
デンマーク軍の実態を紹介。

・この映画でデンマーク国民は「アフガン救うために
デンマークは若者送りだした」が、「デンマーク
の若者が、粗暴で残虐で野蛮な兵士となってアフ
ガンで人を殺していること」、「『よきこと』と信じ
ていた国際貢献の現実」を知ることになった」。

→デンマークでは大論争。2011年、政府はアフガ
ン駐留軍の撤退を開始。

- 「戦争が起これば最初の犠牲者は真実だ」という、第1次世界大戦中のアメリカの上院議員ハイラム・ジョンソンの発言は、戦争が起きるたびに繰り返し紹介。

- ①「国家安全保障基本法案」(2012年7月4日)
 - ・集団的自衛権を含む、海外での武力行使を可能にする
 - ・自治体や国民の協力体制を作り上げる法整備。
 - ・国民へのマインドコントロール、秘密を隠すための法整備。
- ②権力者に不都合な情報を隠すための「秘密保護法」

【2】国家安全保障基本法案

(1)目的

「集団的自衛権の行使を可能にする場合でも、政府の方針をもとに細かい法律を作ったり、閣議決定をしたり、というやり方で間に合うのかもしれない。しかし、きちんとした基本方針を、国権の最高機関たる国会が、法律として明示したほうがいいのではないか。そう考えてつくったのが、この法案概要です」。

石破茂『日本人のための「集団的自衛権」入門』(新潮新書、2014年)178頁。

(2)「集団的自衛権の行使」について

- ①法案2条2項4号
「国際連合憲章に定められた**自衛権**の行使については、必要最小限度とすること」
※国連憲章51条1文
「この憲章のいかなる規定も、国際連合加盟国に対して武力攻撃が発生した場合には、安全保障理事会が国際の平和及び安全の維持に必要な措置をとるまでの間、**個別的又は集団的自衛**の固有の権利を害するものではない」。

なお、法案10条1項1号も集団的自衛権を前提。

- そして、法案10条の終わりには、以下のような記述。

「別途、武力攻撃事態法と対になるような「集団自衛事態法」(仮称)、及び自衛隊法における「集団自衛出動」(仮称)的任務規定、武器使用権限に関する規定が必要。当該下位法において、**集団的自衛権行使**については原則として事前の国会承認を必要とする旨を規定」。

(3)国民や自治体の協力義務

①国民の協力(法案4条)

「国民は、国の安全保障施策に協力し、わが国の安全保障の確保に寄与し、もって平和で安定した国際社会の実現に努めるものとする」

②自治体の協力(3条4項)

「地方公共団体は、国及び他の地方公共団体の機関と相互に協力し、安全保障に関する施策に関し、必要な措置を実施する責務を負う」

(4) 国民へのマインド・コントロール

①2条2項

国は、**教育**、科学技術、建設、運輸、通信その他の各分野において、安全保障上必要な配慮を払わなければならない

②3条6項

国及び地方公共団体は、広報活動を通じ、安全保障に関する国民の理解を深めるため、適切な施策を講じる。

(5) 事実を隠すことについて

①法案2条3項

国は、我が国の平和と安全を確保する上で必要な秘密が適切に保護されるよう、法律上・制上必要な措置を講ずる

事実を隠すと言えば、「**秘密保護法**」が2013年12月6日に制定

【3】秘密保護法について

- ・「**より力強い同盟とより大きな責任の共有に向けて**」(2013年10月3日)
- ・岸田外務大臣と小野寺防衛大臣アメリカのケリー国務長官とヘーゲル国防長官との間の会合である**2+2**。
- ・「情報保全をさらに確実にする法的枠組みを構築しようとする日本の真摯なる努力」が「**歓迎される**」と明記。

- ・アメリカとの軍事的一体化を進めるため、司令塔となる**国家安全保障会議(NSC)**が設置(2013年12月6日に法制定)。
- ・アメリカのNSCと日本のNSCの情報共有の前提として、アメリカから提供される情報が漏れないことをアメリカに示すために「**秘密保護法**」制定。

【4】なにが問題か

(1) 集団的自衛権をどうすべきか

集団的自衛権の行使をはじめとする、海外での武力行使を可能にするため、国民や自治体の協力体制をつくりあげること、国民へのマインドコントロールや事実の隠ぺいを可能にするために「秘密保護法」が制定され、「国家安全保障基本法」の制定が目指されている。しかし、「国の最高法規」(憲法98条)である憲法の下、こうした法律は認められるのか？

アジア太平洋戦争では(2) スイス・ジュネーブにある「国連人権理事会」の資料室の展示から

- ・1931年9月、日本軍は中国の満州地方を**宣戦布告なしに侵略(invades)**する
 - ・日本の侵略戦争により、近隣諸国の**民衆2000万人**が犠牲！
 - ・生命そのものを奪われなくても、**従軍慰安婦**として、あるいは**強制労働**で「個人の尊厳」を蹂躪された近隣諸国の民衆！
 - ・日本人も**310万人**もの犠牲者！
- 「国のため」と国民に死を強要した権力者は国のために死なず、いざというときには逃げ出した。
→権力者の行う戦争の無責任さが明確に

だからこそ

- ・「**政府の行為によつて**再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」(憲法前文)
- ・「われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

そして9条

- ①日本国民は、正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。
- ②前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。

- ・日本国憲法は徹底した平和主義を採用し海外での武力行使を認めていない。
自国が攻撃されてもいないのに海外での武力行使を行なう「集団的自衛権」も当然認められず、歴代政権も憲法上許されないと立場。
- ・しかし、「国家安全保障基本法」案では集団的自衛権の行使を認める内容。

集団的自衛権のための憲法改正

- ・仲の良い国が攻撃されているときに一緒に戦う権利である「集団的自衛権」のために憲法を改正されると言われると、賛成してしまうかもしれない。
- ・しかし、これでも賛成？

- ・アメリカは「**集団的自衛権**」の行使を名目にしてベトナムへ軍事介入
- ・1965年から1973年の間に、インドシナ半島に1400万トンを超える爆弾がアメリカにより投下。
- ・ベトナム人の戦死者総数300万人。
- ・また、たとえばソンミ村での虐殺(1968年3月16日)。米軍兵士は500人以上の無抵抗な老人、女性、子どもを虐殺。

ベトナム戦争の際の米兵の行為

- ・犠牲者を麻袋の中に入れ、ハンマーや棒で殴る。犠牲者は通常血を吐き、内臓障害を引き起こす。
- ・手足を縛られた犠牲者に、口から溢れるまで石鹼、汚物の混じった水を注ぎ込む。
- ・灼熱のはさみで胸部、大腿部の肉を剥ぎ取っていく。
- ・婦人の下腹部に先のとがった丸太や定規、ガラス瓶や非毒性のヘビなどを挿入する

「集団的自衛権」の行使は、実際には「侵略戦争」「非人道的軍事介入」

- ・旧ソ連は、ハンガリー(1956年)、チェコスロバキア(1968年)、アフガニスタン(1979年)に軍事介入をして政権を転覆。旧ソ連の軍事介入は国連総会でも批判されたが、旧ソ連は「**集団的自衛権**」行使として軍事介入を正当化。
- ・1984年にアメリカがニカラグアを侵略したときも名目は「**集団的自衛権**」。国際司法裁判所は「**国際法違反**」と認定。
- ・これでも集団的自衛権を認めるのか？

「集団的自衛権を有しているが行使できない」という見解はおかしいとの主張。

- 「スイス」のことをおかしいと批判する国があるか？
- 集団的自衛権が国連憲章で認められているとしても、それをどのように行使するか、あるいはしないかは各国に委ねられる。憲法で集団的自衛権を認めないのも自由

(2) 教育について 池田・ロバートソン会談(1953年)



池田・ロバートソン会談の内容

「会談当事者は日本国民の防衛に対する責任感を増大させるような日本の空気を助長することが最も重要であることに同意した。**日本政府は教育および広報によって日本に愛国心と自衛のための自発的精神が成長するような空気を助長することに第一の責任をもつものである**」と約束

その後、自民党政権のもとで教育内容への介入

- ・イラクへの自衛隊派兵は正しいと教科書に書かせる(たとえば『朝日新聞』2005年5月20日付)
- ・教科書検定により、アジア太平洋時の日本軍による侵略行為を書かせない(『東京新聞』2013年3月27日付)
- ・第1次安倍政権の下で改正された「教育基本法」では、「**伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに**」などとの規定が挿入されたり、教育内容に対する国家介入が認められる規定(16条、17条)が導入。

『WILL2009年2月号』63ページでの安倍氏の発言

- ・「政府は、政治的外交的判断として、時に歴史の真実を歪める時すらある。だからこそ政府が歴史認識を決めるのはおかしい」
- ・「私は教育基本法を改正し、公共の精神や国を愛する心を教えるようにしたのです」
- 教育内容に公権力が介入し、権力者に従順な国民を育成しようとする教育は正しいのか**

(3) 秘密保護法について

- ・私も公務員の体験を通じて、公的機関が特定の情報を秘密にする必要があることは理解。
- ・「国家の安全」「テロ対策」などのため国が秘密を持つのは当然と思われるかもしれない。

しかし

「ニューヨーク・タイムズ対アメリカ合衆国事件」でのダグラス判事

- ・「政府の秘密は、基本的には反民主的であり、官僚主義的誤謬を永続させるものである」
- ・「軍事秘密・外交秘密を保持することで、情報に基礎を置く代表政治を犠牲にするなら、それはわが国の真の安全にはならない」

検察側の訟務局長を務めたグリズウォウド氏の18年後の発言

- ・「文書が公開されることで国の安全保障が脅かされた形跡など目にした事がない。実際、現実に脅威があったことを示唆するような形跡さえ見ることがない。……機密文書に相当な経験がある人には即座に明らかになったことがある。それは、必要以上の機密扱いが大がかりに行われているということ、そして機密扱いにする人たちの主たる心配は、国の安全保障などではなく、むしろ何らかの理由で政府が困った立場に立たされることだ、ということである」

なにが問題？

- 権力者に都合の悪い情報が「特定秘密」の名目で隠ぺい。「知る権利」、ひいては「国民主権」が空洞化。「原発」「TPP」などの情報も秘密。
- 「国の安全」「テロ対策」などの名目で、権力者による「国民監視」「携帯電話」の盗聴、メールの閲覧などが可能。権力者によるそうした盗聴行為などを行政機関は「特定秘密」に指定。
- 「盗聴」「国民監視」の事実を漏らしたり、あるいは聞きだそうとしたら刑事罰。
- 東電OL殺人事件、志布志事件、府川事件などのえん罪での警察や検察の証拠隠しのような事態がますます深刻化。

- ・「国際平和協力」「積極的平和主義」などの名目で、集団的自衛権をはじめとする海外での武力行使を認める政治をどう考えるか。
- ・海外での武力行使を可能にする国家づくりのため、教育の内容に公権力が介入できるようにする安倍自公政権の動きをどう考えるか
- ・主権者である国民に公権力が持つ情報を提供できないしくみ、「知る権利」、ひいては「民主主義」が空洞化される安倍自公政権の政治をどう考えるか

【5】おわりに

(1) 集団的自衛権、敵基地攻撃能力など、海外での武力行使に向けた装備の整備

- 例: ①ヘリコプター搭載護衛艦
②オスプレイ
③空中給油・輸送機
④水陸両用車

ヘリコプター搭載護衛艦「ひゅうが」(海自HPから)



(2) 国民意志の表明

①「国民代表はイデオロギー」(宮沢俊義先生)

- ・「小選挙区制」の導入でさらに国民意志と国会の意志がかけ離れたものに。
→国民意志は議会でなく、別の形式(集会、デモ)で!

② マックス・ヴェーバー『職業としての政治』から

- ・ 政治とは、情熱と判断力の二つを駆使しながら、硬い板に力をこめてじわじわと穴をくりぬいていく作業である。

[中略]

自分が世間に対して捧げようとするものに比べて、現実の世の中が ——自分の立場から見て——どんなに愚かであり卑俗であっても、断じてくじけない人間、どんな事態に直面にしても、「それにもかかわらず！」と言い切る自信のある人間。そういう人間だけが政治への「天職」をもつ

- ・ 集団的自衛権の行使にむけた政治を認めないためにも、さまざまな形での国民の意志表示!

- ・ ご静聴、ありがとうございました。

第2節

憲法と自衛権

1 憲法と自衛権

わが国は、第二次世界大戦後、再び戦争の惨禍を繰り返すことのないよう決意し、平和国家の建設を目指して努力を重ねてきた。恒久の平和は、日本国民の念願である。この平和主義の理想を掲げる日本国憲法は、第9条に戦争放棄、戦力不保持、交戦権の否認に関する規定を置いている。もとより、わが国が独立国である以上、この規定は、主権国家としての固有の自衛権を否定するものではない。

政府は、このようにわが国の自衛権が否定されない以上、その行使を裏づける自衛のための必要最小限度の実力を保持することは、憲法上認められると解している。このような考えに立ち、わが国は、憲法のもと、専守防衛をわが国の防衛の基本的な方針として実力組織としての自衛隊を保持し、その整備を推進し、運用を図ってきている。

2 憲法第9条の趣旨についての政府見解

① 保持できる自衛力

わが国が憲法上保持できる自衛力は、自衛のための必要最小限度のものでなければならないと考えている。その具体的な限度は、その時々国際情勢、軍事技術の水準その他の諸条件により変わり得る相対的な面があり、毎年度の予算などの審議を通じて国民の代表者である国会において判断される。憲法第9条第2項で保持が禁止されている「戦力」にあたるか否かは、わが国が保持する全体の實力についての問題であって、自衛隊の個々の兵器の保有の可否は、それを保有することで、わが国の保持する全体の實力がこの限度を超えることとなるか否かにより決められる。

しかし、個々の兵器のうちでも、性能上専ら相手国国土の壊滅的な破壊のためにのみ用いられる、いわゆる攻撃的兵器を保有することは、直ちに自衛のための必要最小限度の範囲を超えることとなるため、いかなる場合にも許されない。たとえば、大陸間弾道ミサイル (ICBM)、長距離戦略爆撃機、攻撃型空母の保有は許されないと考えている。

② 自衛権発動の要件

憲法第9条のもとで認められる自衛権の発動としての武力の行使について、政府は、従来から、

- ① わが国に対する急迫不正の侵害があること
 - ② この場合にこれを排除するためにほかの適当な手段がないこと
 - ③ 必要最小限度の實力行使にとどまるべきこと
- という三要件に該当する場合に限られると解している。

③ 自衛権を行使できる地理的範囲

わが国が自衛権の行使としてわが国を防衛するため必要最小限度の實力を行使できる地理的範囲は、必ずしもわが国の領土、領海、領空に限られないが、それが具体的にどこまで及ぶかは、個々の状況に応じて異なるので、一概には言えない。

しかし、武力行使の目的をもって武装した部隊を他国の領土、領海、領空に派遣するいわゆる海外派兵は、一般に自衛のための必要最小限度を超えるものであり、憲法上許されないと考えている。

④ 集団的自衛権

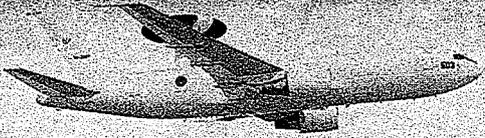
国際法上、国家は、集団的自衛権、すなわち、自国と密接な関係にある外国に対する武力攻撃を、自国が直接攻撃されていないにもかかわらず、実力をもって阻止する権利を有するとされている。わが国は、主権国家である以上、国際法上、当然に集団的自衛権を有しているが、これを行使して、わが国が直接攻撃されていないにもかかわらず他国に加えられた武力攻撃を実力で阻止することは、憲法第9条のもとで許容される實力の行使の範囲を超えるものであり、許されないと考えている。

「敵基地攻撃」検討へ

防衛省は昨年末に改定された「防衛計画の大綱」「中期防衛力整備計画(中期防)」を受け、北朝鮮の弾道ミサイル基地対処を念頭に置いた「敵基地攻撃」のあり方について本格的な検討を始める。今月、グアムの訓練で航空自衛隊は正確な爆撃ができるレーザー誘導爆弾を初めて投下する。専守防衛が前提にもかかわらず、攻撃にも転用できる兵器体系への移行は着々と進んでいる。

(編集委員・半田滋)

高性能管制



増す精度

グアムでの日米共同訓練は一九九九年に始まり、空自は二〇〇五年から日本の演習場でできなかった実弾の投下訓練を開始した。当初は通常の爆弾だったが、一二年から衛星利用測位システム(GPS)衛星を利用した精密誘導装置付き爆弾(JDAM)に切り替え、精度を増した。

より正確な爆撃のため、イラク戦争で米軍が使ったのと同じタイプのレーザー光線で誘導するレーザーJDAMを導入。今月十二日からの日米共同訓練で、

F2戦闘機が初めて投下を試みる。

政府は自衛隊が保有できる兵器を「自衛のための必要最小限度のものでなければならぬ」とし、攻撃的兵器の保有を禁じてきた。かつては航続距離が長いと周辺国の脅威になりかねないとの理由から、米国から導入したF4戦闘機から空中給油装置を取り外した。だが、一九八〇年代に調達したF15以降の戦闘機は空中給油装置を外すことなく、上空で燃料供給できる空中給油機も導入、航続距離の問題は霧消した。

戦闘機を指揮できる管制機能を持つ空中警戒管制機(AWACS)については、七六年に函館空港へソ連の戦闘機が強行着陸した事件をきっかけに、まずE2C早期警戒機を買い入れた。次にE2Cでは能力不足として、高性能のAWACS導入を実現した。

敵基地攻撃は、戦闘機が空中給油を受けながら長距離を飛行。AWACSの管制を受ける。敵基地が近づくと電子戦機が妨害電波を出して地上レーダーや迎撃機をかき乱させるなど複数の航空機を組み合わせる必要がある。

航空自衛隊で保有していないのは、電子戦機だけだったが、二〇〇八年から二人乗りのF15DJ戦闘機を改修、電子妨害装置を搭載するための開発に取り組み、成功した。これらの航空機や爆弾を組み合わせれば、米軍に近い敵基地攻撃能力を持つことになる。

だが、昨年末に改定された防衛大綱と中期防は「弾道ミサイル発射手段への対応能力のあり方を検討し、必要な措置を講じる」と敵基地攻撃の検討開始に踏み込んだ。攻撃に転用できる兵器体系と、海外における武力行使も視野に入れる安倍政権の「積極的平和主義」が一致した形だ。

武力行使

敵基地攻撃について、政府は弾道ミサイル基地攻撃を前提に憲法上可能としながらも「攻撃的な兵器体系

核心

は持っている」と事実上、否定している。一九九七年に改定された日米ガイドラインの日米役割分担を根拠に「米軍の打撃力に期待する」との見解を示してきた。

防衛省防衛政策課は「検討のお墨付きを得たと考えている。中期防の五年間をかけてじっくり調査し、政治の判断を待ちたい」という。政府は年内にも日米ガイドラインを見直し、集団的自衛権行使を盛り込む方針だ。武力行使のハードルは限りなく低くなることになっている。

専守防衛どこに



レーザー誘導弾投下

敵基地攻撃 弾道ミサイルの発射基地など敵の基地を攻撃すること。1956年、鳩山一郎内閣は「誘導弾等の攻撃を受けて、これを防御する手段がないとき、独立国として自衛権を持つ以上、座して死を待つべしというのが憲法の趣旨ではない」として合憲との見解を示した。

北朝鮮のミサイル念頭

空中警戒管制機AWACS
F2戦闘機
自衛隊航空自衛隊隊員